

## 基本目標4

## 安心して生活できる晴れやかなまち



## 1 道路・公共交通の整備

## 現状と課題

- 道路は、まちの骨格を形成するとともに、安全で快適な住民生活や地域産業・経済を支える重要な社会基盤です。
- 本町の道路網は、平成30年4月1日現在、高規格幹線道路・深川留萌自動車道及び国道233号線・275号線、これらに連絡する主要道道増毛稲田線、一般道道3路線、町道122路線によって形成されています。
- 自動車交通の発展は、町の産業や生活水準の向上に欠かせないことから、今後も、国・道と連携しながら、計画的な整備を進めるとともに、除雪や凍結路面などの冬道対策を一層充実していく必要があります。
- 広域公共交通については、町民の交通手段のひとつであるバス路線の確保のため、バス事業者に対し支援を行っていますが、便数が減少している状況にあり、今後も現行路線の維持・確保が求められます。
- 本町では、地域公共交通として住民混乗のスクールバスを運行しているほか、乗り合いタクシーの運行も行っています。乗り合いタクシーの利用者は年々増加傾向にありますが、連絡施設の追加要望があることから今後の対応が課題となっています。

## 基本方針

- 町民生活や産業活動の利便性向上及び安全性向上の観点から、計画的な道路の整備、維持管理を図ります。
- 町民の交通手段のひとつであるバス路線の確保のため、バス事業者への支援を継続します。
- 交通弱者への支援として、地域公共交通の充実に努めます。

## 主要施策

## (1) 国道・道道の整備促進

- ① 国道233号・275号の道路側溝の整備など国道の整備を要請していきます。
- ② 主要道道増毛稲田線道道の和市街地歩道の修繕等と北竜橋の架け替えなど、整備を要請していきます。

## (2) 町道及び橋梁の整備・維持管理の推進

- ① 市街地区における公共施設間の連絡道路、通学路など生活に密着した道路、農産物の集出荷等に関わる道路を中心に、町道の改良・舗装や維持補修を計画的、効率的に推進するとともに、町民の道路愛護意識を高め、道路の維持管理や沿道環境・景観の保全に関する取組を促進します。
- ② 橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、事業量の平準化を図りつつ、修繕の実施による長寿命化に努めます。

## (3) 除排雪等の充実

- ① 冬期間における町道交通の確保のため、除排雪機械の整備・更新に努め、作業の向上と交通安全確保に努めます。
- ② 関係機関と連携し、主要道路である国道・道道の除排雪を充実促進することで、安心して安全な歩車道の確保に努めます。

## (4) 広域バス路線の維持

- ① 町民の生活交通を確保するため、関係機関やバス事業者との連携し運行に努めます。
- ② 広報誌やホームページを活用し、地球温暖化の防止や交通事故の減少をはじめとするバス利用のメリットについてのPRや、町ぐるみで地域の生活交通を守り育てていく意識の啓発を行い、バスの利用促進に努めます。

## (5) 地域公共交通対策

今後も交通弱者対策として地域公共交通対策を継続するとともに、乗り合いタクシーは連絡施設の追加について運行事業者を含めた協議を進めます。



成果指標

指標	単位	基準値	目標値
町道改良率	%	64 [2018年度末]	65 [2023年度末]
町道舗装率	%	52 [2018年度末]	55 [2023年度末]
地域公共交通登録者数	人	229 [2018年度末]	240 [2023年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的に公共交通機関を利用します。</li> <li>清掃活動や緑化等の道路環境美化活動に参加します。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運行上の安全性の確保と他の公共交通機関との連携による快適性、利便性の向上を図ります。</li> </ul>



2 水道・下水道の整備

現状と課題

- ライフラインである上下水道は、社会・産業活動を支えるとともに、日常生活に欠かすことのできないものです。
- 水道事業は、深川市をはじめ1市4町で設立した北空知広域水道企業団からの受水のもと、町の簡易水道によって水を供給しています。
- 簡易水道事業では老朽化した施設の更新や耐震化、維持管理等が課題として上げられますが、平成28年度から6か年の計画で和・美葉牛地区の水道管更新及び電気計装設備の更新を進めています。また、アセットマネジメント計画及び水道ビジョンを策定し、今後の水道施設更新や維持管理を計画的に進めることになっています。
- 生活排水処理施設は、和地区・碧水地区の2地区で農業集落排水施設が整備されています。また、これら以外の地区においては、個別排水処理事業により合併処理浄化槽の設置推進を行っています。
- 農業集落排水は、和地区が老朽化に伴う第1回の機能強化事業を平成12～14年度に実施し、平成25～28年度には碧水地区機能強化事業（第1回）及び和地区の第2回機能強化事業を実施したところです。今後においては、更新事業を計画的に進めるため本年度農業集落排水事業最適整備構想を策定しているところです。
- 合併処理浄化槽は、当初事業設置より23年以上が経過していることから、今後設備の老朽化への対応が課題となっています。

基本方針

- 簡易水道事業による安全・安心な水の安定供給と適切な維持管理に努めます。
- 快適な生活環境の確保と恵まれた自然環境の保全のため、計画的に農業集落排水及び合併処理浄化槽の老朽化対策を推進します。



序第1部 論  
基本第2部 構想  
基本第3部 計画  
資料編

序第1部 論  
基本第2部 構想  
基本第3部 計画  
資料編

主要施策

(1) 簡易水道事業による給水体制の整備

老朽化が進んでいる施設・設備の更新を計画的に推進し有収率<sup>39</sup>の向上に努めます。また、耐震管への更新など災害に強いインフラ整備を進めます。

(2) 農業集落排水施設の適正管理と加入促進

農業集落排水施設2地区において、最適整備構想に基づき施設の適正な維持管理に努めるとともに、さらなる加入を促進します。

(3) 浄化槽の適正管理と設置促進

個別排水処理事業区域において、合併処理浄化槽の適正な維持管理に努めるとともに、未設置家庭の設置を促進します。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
水道普及率	%	96.4 [2018年度末]	97.0 [2023年度末]
有収率	%	71.64 [2018年度末]	72.00 [2023年度末]
農業集落排水水洗化率	%	95.6 [2018年度末]	96.0 [2023年度末]
合併処理浄化槽設置戸数	戸	186 [2018年度末]	190 [2023年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節水に努めます。</li> <li>・異物（油や生ゴミなど）を流さないよう、公共用水域の保全に努めます。</li> <li>・単独浄化槽を使用している場合は速やかに合併処理浄化槽への転換を図ります。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【地域・事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・節水に努めます。</li> <li>・異物（油や生ゴミなど）を流さないよう、公共用水域の保全に努めます。</li> </ul>

<sup>39</sup> 有収率  
給水する水量と料金として収入のあった水量との比率のこと。

3 環境衛生の充実

現状と課題

- 本町では、焼却を除くごみの処理及びし尿及び浄化槽汚泥の処理については、北空知衛生センター組合で実施しています。また、ごみの埋め立て処理は北空知衛生施設組合が実施しています。
- 地域経済が発展し、成熟社会を迎えた我が国では、これまでの資源を大量消費する生活様式を見直し、限りある資源を守り、環境への負荷を減らす持続可能な循環型社会の構築が求められています。こうした中、各種のリサイクル法が制定され、本町においても3R<sup>40</sup>運動の取組を推進してきました。
- 今後は、増加するごみを処理するだけの行政施策にとどまらず、町民、事業者、行政が一体となつてごみの分別や減量化、リサイクル等について取組を強化し、環境にやさしい地域社会をめざす必要があります。
- 火葬場は広域による火葬場の運営を行ってきました。昭和44年に建設された火葬場は老朽化が激しいため、新たな火葬場の整備を進めており、平成33年に供用開始を予定しています。

基本方針

- 循環型社会の構築に向けた意識の啓発を図り、町民、事業者、行政の協働により、省資源化の取組を推進します。
- 廃棄物のリサイクルと適正処理を推進することで、資源を効率的かつ有効に利用する、環境への負荷の少ない循環型社会の形成をめざします。
- 中央霊園の適正管理に努めます。
- 北空知衛生センター組合が管理する火葬場の適正管理に努めます。

主要施策

(1) ごみ処理・リサイクル体制の充実

- ① 広報・啓発活動の推進により、町民のごみ分別の一層の徹底を促進するとともに、収集体制の充実に努めます。

<sup>40</sup> 3R  
環境と経済が両立した循環型社会を形成していくため、Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の3つの取組の頭文字をとったもの。

序第1部 論  
基本第2部 構想  
基本第3部 計画  
資料編

序第1部 論  
基本第2部 構想  
基本第3部 計画  
資料編



② 広域的連携のもと、施設の適正管理や効率的な運営など、北空知衛生施設組合及び北空知衛生センター組合によるごみ処理・リサイクル体制の維持・充実に努めます。

(2) ごみ減量化とリサイクルの推進

広報・啓発活動の推進をはじめ、資源の集団回収、マイバッグ運動の促進等を通じ、町民の自主的な3R運動を促進し、ごみを出さないライフスタイルへの転換を促します。

(3) し尿処理体制の充実

広域的連携のもと、施設の適正管理や効率的な運営など、北空知衛生センター組合によるし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理体制の維持・充実に努めます。

(4) 墓地・火葬場の適正管理

- ① 中央霊園について、引き続き適正管理・有効活用に努めます。
- ② 広域的連携のもと、老朽化の状況等に応じて施設・設備の修繕を行うなど、北空知衛生センター組合による火葬場の適正管理に努めます。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
ごみ総排出量	t	513.79 [2017年度]	500.00 [2023年度]
資源ごみ回収量	t	82.52 [2017年度]	80.00 [2023年度]
焼却処分等のごみの量	t	232.5 [2018年度]	225.0 [2023年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3R運動を行います。</li> <li>・ ごみ出しルールに基づいた分別を確実にを行います。</li> <li>・ 商品や資源を大切に長期間使用します。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3R運動を行います。</li> <li>・ ごみ出しルールに基づいた分別を確実に実施します。</li> <li>・ ごみの発生を少なくします。</li> </ul> <p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物の適正処理を行います。</li> <li>・ ごみ発生抑制につながる事業スタイルを構築します。</li> </ul>

4 防災体制の充実

現状と課題

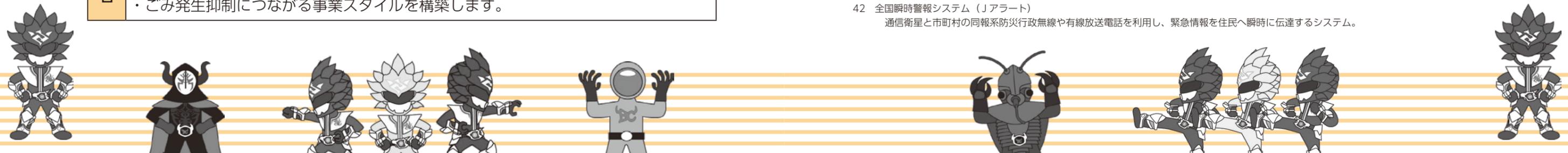
- 災害による被害を最小限にとどめるには、行政のみならず、町民自身の防災意識の高揚を図り、日頃から環境、福祉、教育など、様々な地域課題に取り組める基盤を確立するとともに、非常時における人命救助、助け合いが迅速かつ確にできる地域をめざすことが必要となります。
- 本町では、北竜町地域防災計画に基づき、国や道などの関係機関と協調しながら防災対策を進めており、自主防災組織<sup>41</sup>が2団体組織されています。また、災害時要配慮者と言われる高齢者や障がいのある人等の名簿を整備するとともに、防災備蓄計画に基づく食料・水、資機材の備蓄など、防災・減災対策を計画的に進めています。
- 緊急時の情報通信体制としては、全国瞬時警報システム（Jアラート）<sup>42</sup>が整備されており、新型受信機への移行を完了しています。防災行政無線は全国瞬時警報システムと自動連動させることにより、有事には即時に警報を伝える体制を整備していますが、デジタル化への対応が急務となっています。
- 公共施設の耐震化に関しては、真竜小学校や北竜中学校など旧耐震基準の公共施設の耐震化工事を順次進めてきましたが、主要施設である公民館及び合同庁舎の耐震化が課題となっています。

基本方針

- 災害から町民の生命と財産を守るため、地域の防災力を高め、地震や風水害などへの対応を強化します。
- 災害による被害を最小限に抑えるため、「自助」「共助」の意識の高揚に努めます。

41 自主防災組織  
地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のこと。日頃から災害に備えた様々な取り組みを実践するとともに、災害時には、災害による被害を最小限に抑えるための活動を行う。

42 全国瞬時警報システム（Jアラート）  
通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム。



主要施策

(1) 総合的な防災体制の充実

- ① 地域防災計画に基づき、広報・啓発活動の推進や洪水・土砂災害ハザードマップの周知徹底、防災訓練の実施等を通じ、「自助」、「共助」による地域の防災力向上を図るとともに地域防災の要となる自主防災組織の育成を図ります。
- ② 災害発生時に、防災行政無線や緊急速報メール等、多様な通信手段を活用し、町民へ正確な情報を迅速に伝達する体制の整備・充実を図ります。
- ③ 高齢者等の災害時要配慮者の避難支援体制の充実を図ります。
- ④ 災害発生時に備え、資機材の備蓄を図るとともに、事業者や関係機関・団体との協力的体制の強化に努めます。
- ⑤ 主要な公共施設のうち、耐震補強が必要な施設への対応を推進します。

(2) 治山・治水対策の促進

水害や山地災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、自然との共生に配慮しながら、河川の護岸整備・立木伐採や排水機場の適正管理、土砂災害危険区域や土砂災害警戒区域の指定など、治山・治水対策を促進します。

(3) 武力攻撃等緊急事態対策の推進

緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）<sup>43</sup>、全国瞬時警報システム（Jアラート）を通じて情報を活用し、関係機関との連携を強化します。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
自主防災組織数	組織	2/13 [2018年度末]	13/13 [2023年度末]
公共施設の耐震化率	%	90.7 [2017年度末]	90.7 [2023年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自らの身は自らで守る」という意識を持ちます。</li> <li>・自ら身を守り、地域で助け合うことを基本に災害に対応します。</li> <li>・避難路・避難場所を確認します。</li> <li>・災害発生時に、防災活動に連携・協力します。</li> <li>・自主防災組織に参加します。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自主防災組織の結成や防災訓練の実施、防災資機材の整備に努めます。</li> </ul> <p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客や従業員の安全確保、業務の早期再開に努めます。</li> <li>・地域への貢献の役割を認識し、防災体制の整備や事業所の耐震化、防災訓練の実施に努めます。</li> <li>・災害時には、ライフラインの確保等に全面的に協力します。</li> </ul>

<sup>43</sup> 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）  
行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム。



## 5 消防・救急の充実

### 現状と課題

- 本町には、深川市をはじめ1市5町で設立した深川地区消防組合により北竜支署が設置されているほか、2分団で構成される消防団が組織されており、互いに連携しながら消火活動や防火活動等を行っています。
- 火災の発生件数は、全国的に減少傾向にあります。本町での火災発生件数は横ばい状況であり、今後とも火災の未然防止と発生時の被害の軽減に向け、広域的な消防体制の一層の充実に努めるとともに、消防団の活性化、人員の増強、消防水利及び施設の整備等を進めていく必要があります。
- 事故や災害、急病などから町民の命を守る救急・救助体制については、深川地区消防組合北竜支署の出動体制の強化、隊員の育成、車両及び資機材の充実に努め、救急高度化を進める必要があります。
- また、救急車到着までの応急手当が重要なことから、救命講習の受講をはじめAED（自動体外式除細動器）を活用した救命技術や知識の普及・啓発が必要となります。

### 基本方針

- 常備消防の強化のほか、消防団員の確保に努めるとともに、広域連携や施設及び資機材の充実に努め、消防力と救急救助力の増強を図ります。
- 住宅用火災警報器の設置や防火対象物等の査察の強化を図り、火災の予防に努めます。
- AEDの設置や救急救命講習会の受講を促すことで、町民による救命技術向上に努めるとともに町内各事業所とも協力し、応急手当の普及・啓発に努めます。

### 主要施策

#### (1) 常備消防・救急救助体制の強化及び充実

- ① 広域的連携のもと、効果的な研修・訓練の実施による職員の資質の向上、人員の増強や施設・設備の計画的更新を図り、深川地区消防組合による常備消防・救急救助体制の充実に努めます。
- ② 関係自治体との協調のもと、常備消防・救急救助体制のさらなる広域化に向けた取組を進めます。

#### (2) 消防団の活性化

効果的な研修・訓練の実施による団員の資質の向上、個人装備品の強化による安全管理の徹底及び団員の確保や施設・設備の計画的更新を図り、消防団の活性化を促進します。

#### (3) 消防水利の整備

消火栓や防火水槽などの消防水利について、老朽化した水利の更新時に災害を考慮した耐震性のある大規模水利及び飲料水兼用貯水槽の設置を計画的に推進します。

#### (4) 火災予防の徹底

- ① 町民の防火意識の高揚を図るため、広報・啓発活動を積極的に推進し、住宅用火災警報器の全町設置を促進するとともに、老朽化した住宅用火災警報器の点検等の指導も行って、火災予防に努めます。
- ② 消防職員や消防団員による防火対象物等の査察を強化し、消防法令の遵守徹底を図り、被害軽減に努めます。

#### (5) 応急手当の普及啓発

救急車が到着するまでの傷病者に対する応急処置が重要であることから、町民によるAEDの取り扱いを含めた応急手当が効果的に実施できるよう、講習会等を開催します。  
また、普通救命講習修了者が相当数いる事業所に対する応急手当協力事業所の認定を推進し、応急手当の普及・啓発に努めます。



成果指標

指標	単位	基準値	目標値
防火対象物等の法令遵守率	%	40.0 [2018年度末]	100.0 [2023年度末]
住宅用火災警報器設置率	%	96.0 [2018年度末]	100.0 [2023年度末]
市街地区の水利基準達成率	%	87.0 [2018年度末]	100.0 [2023年度末]
40t級防火水槽数	箇所	24 [2018年度末]	27 [2023年度末]
耐震性貯水槽数	箇所	0 [2018年度末]	3 [2023年度末]
水道消火栓数	箇所	55 [2018年度末]	57 [2023年度末]
普通救命講習を受講したことがある町民の割合	%	15.5 [2018年度末]	50.0 [2023年度末]
AED設置数	箇所	13 [2018年度末]	18 [2023年度末]
応急手当協力事業所数	箇所	6 [2018年度末]	11 [2023年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自らの身は自らで守る」という意識を持ち救命講習会やその他各種講習会へ参加します。</li> <li>・火災予防に関する知識を学び、火災予防に努めます。</li> <li>・住宅用火災警報器を設置します。</li> <li>・消防団に参加します。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【地域・団体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火教室等を通じて火災予防に関する知識を学び、火災予防に努めます。</li> </ul> <p><b>【事業所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災警報器等を設置します。</li> <li>・消防法令を遵守します。</li> <li>・防火教室等を通じて火災予防に関する知識を従業員に周知し、火災予防に努めます。</li> <li>・事業所による救命講習会を行います。</li> </ul>

6 防犯・交通安全の推進

現状と課題

- 近年は、子どもや高齢者を狙った卑劣な犯罪の増加や凶悪化が大きな社会問題となっています。本町では防犯対策として、防犯カメラを平成28年度に2基、平成30年度に8基を和市街地区の国道及び主な公共施設の出入り口、碧水市街地区に設置しています。
- 消費生活においても、情報化社会の進展に伴い、生活の利便性が向上した半面、特殊詐欺や悪質商法などの新種のトラブルが発生しています。安全で安心な暮らしを守るために、国、道、警察、金融機関などと連携し情報を共有しながら、相談体制の充実を図るとともに、消費者の行動、意識の向上に向けた取組が必要となっています。
- また、車社会と言われる現代、運転免許所持者の増加や、通過交通量の増大、高齢化の進展などにより交通安全対策の重要性は日々高まってきています。北海道は、自動車の平均走行速度が速く、アイスバーン、吹雪など気象の影響もあって、たびたび、交通事故死者数の全国ワーストとなっています。
- 本町は、警察や交通安全協会、交通安全指導員会等の関係機関・団体と連携して交通安全教育や啓発活動を推進し、平成30年4月15日に交通事故死ゼロ4,000日を達成しました。
- 高齢者の交通安全の面では、運転に不安を感じている高齢者を支援するため、65歳以上の高齢者を対象とした高齢者運転免許証自主返納サポート事業を推進しており、タクシーチケットの支給や運転免許証返納に係る経費の負担などを行っています。
- 今後とも、町民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識の一層の高揚を図っていくとともに、交通安全施設の整備を進め、交通事故のないまちをめざす必要があります。



基本方針

- 犯罪の未然防止のため、町民の防犯意識と連帯意識のもと、総合的な防犯活動を進め、犯罪のない明るいまちづくりをめざします。
- 交通安全に対する町民一人ひとりの意識を向上させるとともに、効果的な交通安全施設の整備拡充に努め、安全で円滑な交通環境の確保をめざします。
- 町民の日常生活に密接する生活道路の危険区間の解消や人にやさしい歩行空間の確保など道路空間の安全性・快適性の向上に努めるとともに、交通事故撲滅をめざし、交通安全思想の徹底と交通安全施設の充実を図ります。

主要施策

(1) 防犯意識の高揚と防犯活動の促進

警察や安全で住みよい町づくり推進協議会等の関係機関・団体との連携のもと、様々な場や機会を通じた啓発活動や情報提供を推進し、町民の防犯意識の一層の高揚を図るとともに、ひまわりパトロール隊や子ども見守りサポーターによるパトロール活動や見守り活動を促進し、地域ぐるみの防犯体制の強化に努めます。

(2) 犯罪の起こり難い環境づくり

防犯灯の適正管理に努めるとともに、道路や公共施設等の公共的空間における防犯カメラの設置など、犯罪の起こり難い環境づくりに努めます。

(3) 交通安全意識の高揚と交通安全運動の促進

警察や交通安全協会、交通安全指導員会等の関係機関・団体との連携のもと、子どもから高齢者まで、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の一層の高揚を図るとともに、町ぐるみの交通安全運動を促進します。

(4) 交通安全施設の整備促進

道路における危険箇所の点検を行い、交通安全施設の整備を促進します。

(5) 運転に不安を感じている高齢者への支援

高齢者運転免許証自主返納サポート事業により、運転に不安を感じている高齢者への支援を推進します。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
交通事故発生件数	件	67 [2017年度]	50 [2023年度]
死亡事故件数	件	0 [2017年度]	0 [2023年度]
高齢者の運転免許証返納件数	件	12 [2017年度末]	15 [2023年度末]
防犯カメラ設置数	基	10 [2017年度末]	12 [2023年度末]
犯罪発生件数	件	0 [2017年度]	0 [2023年度]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全に対する高い意識を持ち、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。</li> <li>・自主的な地域安全活動を行います。</li> <li>・自分自身及び家族の安全は自分で守るという意識を持って日常生活を送ります。(外出時の施錠、車から離れる際のドアロック、子どもに対する防犯教育等)</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会を通じて、交通安全を啓発します。</li> <li>・地域の連帯意識を高め、犯罪を抑制する機能を高めます。</li> <li>・町内会単位のネットワークづくりと地域の防犯パトロールを実施します。</li> </ul> <p><b>【事業所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全に対する啓発、研修を実施します。</li> <li>・犯罪の発生を抑止する体制整備に努めます。</li> </ul>

